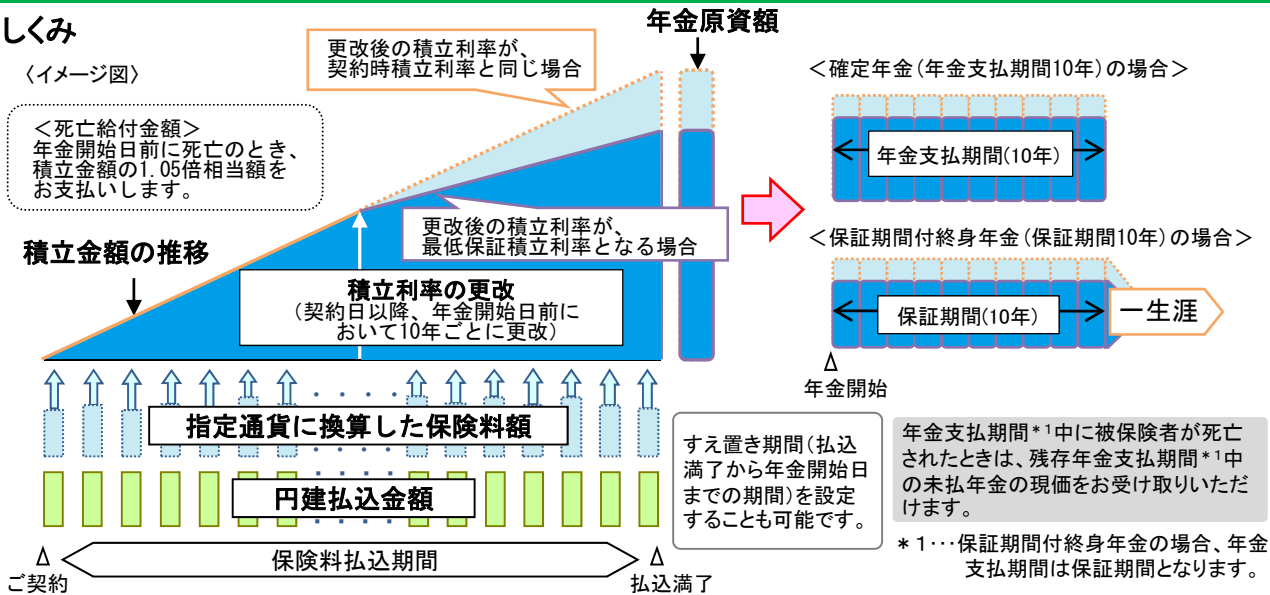


無配当外貨建個人年金保険(積立利率更改型)

1. 商品のしくみ



2. 商品の特徴

特徴① 毎回お払い込みいただく円建払込金額を外国債などで運用する「外貨建個人年金保険」です。

- ・ご契約時に指定通貨として「豪ドル」または「米ドル」のいずれかを選択いただけます。
- ・毎回、円建の一定金額(円建払込金額)をお払い込みいただけます。
(円建払込金額を定める場合の特則を付加した円換算払込特約が付加されます。)
- ・積立利率は10年ごとに更改されます。なお、更改後の積立利率は、ご契約時に定められた最低保証積立利率を下回ることはありません。

特徴② 為替リスクを抑えるしくみがあります。

- ・保険料の払込停止・再開や年金開始日の繰下げ等ができます。
- ・年金は指定通貨または円のいずれかによりお受け取りいただくことができます。また、年金を一括してお受け取りいただくことも可能です。
- ・年金を円に換算して受け取るか、指定通貨のまますえ置きかを自動的に判定することができます。

特徴③ 所定の条件を満たす場合、個人年金保険料控除の対象になります。

- ・個人年金保険料税制適格特約を付加されると、「個人年金保険料」として所得控除の適用が受けられます。

3. 商品の概要

主な保障内容	支払事由		給付の種類	
	年金開始日以後	確定年金	年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき	年金
			年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までの間に死亡のとき	残存年金支払期間中の未払年金の現価
	年金開始日前	保証期間付終身年金	年金支払日に生存しているとき	年金
保証期間中の最後の年金支払日の前日までの間に死亡のとき			残存保証期間中の未払年金の現価	
死亡のとき		死亡給付金		

●年金・死亡給付金は、指定通貨でお支払いすることも、円換算支払特約を付加して円に換算してお支払いすることもできます。

解約返戻金	あり	配当金	なし
-------	----	-----	----

4. 主な取扱規程

年金種類	【確定年金】年金支払期間：5年・10年・15年 【保証期間付終身年金】保証期間：10年
保険料払込期間	【確定年金】16歳・17歳・18歳・22歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳払済、10年・15年・20年払込 【保証期間付終身年金】50歳・55歳・60歳・65歳払済、10年・15年・20年払込 ※歳払済の場合、保険料払込期間は10年よりお取り扱いします。
すえ置き期間	【年払込】1年～15年の各年 【歳払済】5年・10年・15年 ※16歳・17歳・18歳・22歳払済はすえ置き期間の設定はできません。
契約年齢範囲	【確定年金】0歳～65歳 【保証期間付終身年金】18歳～65歳
最低円建払込金額(月払換算)	保険料払込期間10年～15年の場合：15,000円、保険料払込期間16年以上の場合：10,000円
付加可能な特約	円換算払込特約(定額特則付)*2、円換算支払特約、自動すえ置き機能付円換算支払特約、円建年金移行特約、個人年金保険料税制適格特約、指定代理請求特約 *2 円換算払込特約(定額特則付)は必須付加です。



この資料では、オーストラリア連邦通貨を「豪ドル」、アメリカ合衆国通貨を「米ドル」と表記しています。
この商品には諸費用がかかり、為替リスクがあります。裏面の「お客さまにご負担いただく費用および為替リスクについて」を必ずご覧ください。
この商品は、金利情勢等により、各種お取り扱い等を変更することがあります。

！お客さまにご負担いただく費用および為替リスクについて

■お客さまにご負担いただく費用について

お客さまにご負担いただく費用は、以下の費用の合計額となります。

保険契約関係費用について

年金開始日前

- お払い込みいただいた保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持、死亡保障などにかかる費用にあてられ、それらを除いた金額が運用されます。また、ご契約後も定期的に保険契約の締結・維持、死亡保障などにかかる費用などが控除されます。なお、これらの費用については、年齢別の発生率を用いて算出しているため、一律の算出方法を記載することができません。
- 上記の費用のほかに、解約される場合には、契約日から10年間は、経過期間（保険料をお払い込みいただいた年月数）に応じて、積立金から以下の金額を控除します。
 - ・控除される額の積立金に対する比率は、「 $1.7\% \times$ 保険料払込期間（年数）」を上限に、経過期間により、下表のとおり減少します。

経過期間（月数）*	解約時の控除額 （積立金比例）
1年目～3年目	右記の(A) + (B)
4年目～10年目	右記の(A)
11年目以降	控除はありません。

※ (A) = 解約時の積立金額 × 保険料払込期間（年数） × $0.7\% \times$ (120 - 経過月数) / 120

※ (B) = 解約時の積立金額 × 保険料払込期間（年数） × $1.0\% \times$ (36 - 経過月数) / 36

* 経過期間（月数）は、保険料のお払い込みのあった期間（月数）によります。

年金開始日以後

- 年金を維持・管理するための費用として、支払年金額の1.0%を年金支払日に責任準備金から控除します。

外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用について

①円建払込金額をお払い込みいただく場合

円建払込金額を指定通貨建の保険料に換算する際に適用する三井生命所定の円換算レート（払込用）には、為替手数料が含まれます。

円換算レート（払込用） 換算基準日*1における三井生命が指定する取引銀行のT T M（電信売買相場の仲値）+ 0.25円

※ T T M（電信売買相場の仲値）と円換算レート（払込用）の差（0.25円）は2017年7月現在のものであり、将来変更することがあります。

ただし、円換算レート（払込用）は換算基準日*1における三井生命が指定する取引銀行が公示するT T S*2（対顧客電信売相場）を上回ることはありません。

②年金、死亡給付金などを円に換算してお支払いする場合など

次のお取り扱いを行う際に適用する三井生命所定の円換算レート（支払用）には、為替手数料が含まれます。

- 〈1〉円換算支払特約を付加して年金、死亡給付金などを円に換算してお支払いする際
- 〈2〉自動すえ置き機能付円換算支払特約を付加して年金を円に換算してお支払いする際
- 〈3〉円建年金移行特約の年金原資額を算出する際

円換算レート（支払用） 換算基準日*1における三井生命が指定する取引銀行のT T M（電信売買相場の仲値）- 0.25円

※ T T M（電信売買相場の仲値）と円換算レート（支払用）の差（0.25円）は2017年7月現在のものであり、将来変更することがあります。

ただし、円換算レート（支払用）は換算基準日*1における三井生命が指定する取引銀行が公示するT T B*2（対顧客電信買相場）を下回ることはありません。

③年金、死亡給付金などを指定通貨でお支払いする場合

指定通貨でお受け取りいただける口座が必要となり、ご利用される金融機関により諸手数料*3が必要な場合や、三井生命からの指定通貨でのお支払いにかかる送金手数料をお支払い額より差し引く場合があります。これらは金融機関により異なるため、一律に記載することができません。

*1 換算基準日として定める日が、三井生命が指定する取引銀行または三井生命の休業日に該当するときは、その直前の取引銀行および三井生命の営業日となります。

*2 1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。

*3 リファイティングチャージ、外貨引出手数料等のごとで、金融機関によりお取り扱い、名称などは異なります。

※円換算レート（払込用）と円換算レート（支払用）は、同日であっても為替手数料により、適用レートが異なります。

【三井生命所定の円換算レートは、三井生命が指定する取引銀行の為替レートを基準としています。】

T T S（対顧客電信売相場）	銀行が顧客向けに外貨を売る（円を外貨に交換する）ときに用いられる為替レート
T T M（電信売買相場の仲値）	T T S（対顧客電信売相場）とT T B（対顧客電信買相場）の仲値
T T B（対顧客電信買相場）	銀行が顧客から外貨を買い取る（外貨を円に交換する）ときに用いられる為替レート

■為替リスクについて

外国為替相場の変動による価格変動リスクを為替リスクといい、この保険には、次のような為替リスクがあります。

これらの為替リスクは、ご契約者および受取人に帰属します。

- 指定通貨に換算した保険料額は、お払い込みのたびに変動（増減）します。
- 円換算支払特約を付加して円に換算してお支払いする年金額、死亡給付金額などは、ご契約時の円換算レート（支払用）で円に換算した年金額、死亡給付金額などを下回り、損失を生ずるおそれがあります。
- 円換算支払特約を付加して円に換算してお支払いする年金の累計額や死亡給付金額、円建年金移行特約を付加して円に換算してお支払いする年金の累計額は、円建払込金額の累計額を下回り、損失を生ずるおそれがあります。

この資料では、ドリームフライトの商品性の一部を記載しています。「ドリームフライト商品パンフレット」とあわせてご覧ください。ご検討にあたっては、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」「ご契約のしおりー約款」を必ずご覧ください。

[募集代理店]

ほけん百花

いずみライフデザイナーズ株式会社

〒107-0052 東京都港区赤坂3-3-5 住友生命山王ビル9F
Tel. 0120-880-167(03-5549-6191) Fax. 03-5549-6195

[引受保険会社]

三井生命保険株式会社

〒100-8123 東京都千代田区大手町2-1-1
フリーダイヤル: 0120-318-766（お客様サービスセンター）
お問合せ時間：平日9:00～19:00
（土・日・祝日・年末年始を除く）
<http://www.mitsui-seimei.co.jp/>